

高齢者・子育て世帯向け物価高騰対策商品券事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、藍住町（以下「町」という。）が実施する高齢者・子育て世帯向け物価高騰対策商品券事業（以下「本事業」という。）について、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を強く受けている高齢者や子育て世帯の支援と町内事業者への経済的影響の緩和を目的に商品券を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、町が発行するあいずみ商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった商品券を町に取り次ぐ金融機関をいう。
- (5) 子育て世帯の児童 住民基本台帳上、保護者と同一の世帯に属する児童をいう。

（交付対象者）

第3条 本事業の対象は、令和8年6月1日（以下「対象者抽出基準日」という。）現在、本町の住民基本台帳に記録されている者で、令和8年9月1日（以下「通知基準日」という。）現在、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和36年9月1日以前に生まれた65歳以上の者
 - (2) 平成20年4月2日から対象者抽出基準日までに生まれた18歳以下の者で、子育て世帯の児童
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者抽出基準日の翌日から通知基準日までの間に出生した子育て世帯の児童についても、本事業の対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長は、通知基準日において、死亡

又は転出等により町の住民基本台帳の記録から除かれている場合は、交付対象にしないことができる。

（商品券の交付額等）

第4条 商品券の交付額は、交付対象者1人につき5,000円とする。

2 商品券の1枚あたりの券面金額は500円とし、10枚を1組として交付する。

（商品券の使用範囲等）

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項による商品券の使用期間は、令和8年9月1日から令和9年1月31日までとする。

3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。

4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできない。

5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 商品券は、以下に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 出資や債務の支払い

(2) 有価証券、金券、商品券等の購入

(3) 金融商品の購入

(4) 宝くじ等の当せん金付証票やサッカーくじ等のスポーツ振興投票券の購入

(5) 不動産の購入又は家賃や地代、駐車場の賃料等

(6) 電子マネーへのチャージ

(7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入

(8) たばこの購入

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業店並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(10) 特定の宗教・政治団体とかかわるものや公序良俗に反するもの

(11) その他、町長が商品券の利用対象として適当と認めないもの

（商品券の交付）

第6条 商品券は、交付対象者に対し、日本郵便株式会社が提供する「ゆうパック」、その他これと同等以上の安全性が担保され、かつ受取人の対面による手渡し及び受領印又は署名の取得を確認できる方法を用いるものとする。

2 町長は、前項の規定により送付した商品券が郵便局から返戻された場合において、送付事務を終了したものとみなし、再送付は行わず、事業終了まで保管することとする。

3 返戻された商品券の交付を希望する交付対象者は、令和8年12月25日までに、町長が別に定める申請書に本人確認書類を添えて申請しなければならない。

4 前項の申請に当たり、交付対象者の代理人が商品券の交付を申請するときは、当該代理人に交付申請を委任する旨を記入するとともに、前項の本人確認書類に加えて、当該代理人に係る本人確認書類を提出しなければならない。

5 前2項の申請を受け商品券を交付する場合は、第1項の規定にかかわらず、直接申請者に交付することができるものとする。

（特定事業者の登録等）

第7条 町は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、登録が決定した特定事業者に対し登録を証する書類を交付する。

（特定事業者の責務）

第8条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築すること、その他前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金手続）

第9条 町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、町が別に定める取次金融機関に、第8条の規定により交付を受けた登録を証する書類を提示するとともに、令和9年1月31日までの特定取引において受け取っ

た商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の登録口座への振替による。

4 口座への振替は、町が別に指定する換金スケジュールに沿って行い、取次金融機関が取次の申出を受理した商品券について行う。ただし、町長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

5 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和9年2月12日までに商品券の換金を申し出なければならない。

（商品券に関する周知等）

第10条 町長は、事業の実施にあたり、交付対象者の要件等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（不当利得の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により商品券を入手又は使用したと認めるときは、当該商品券又は券面金額に相当する金銭を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、前述にかかわらず、その効力を有する。